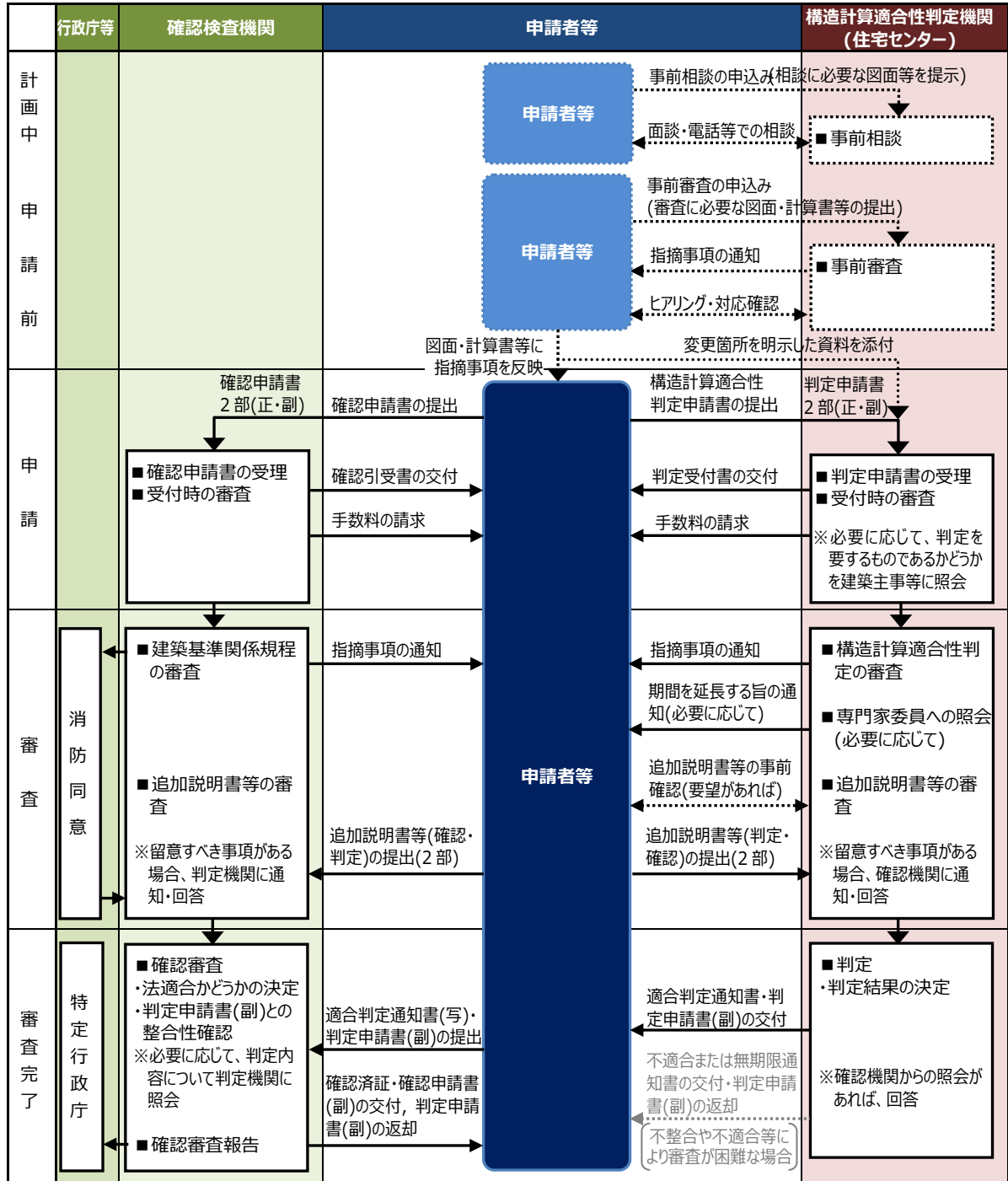


## 構造計算適合性判定申請のご案内

当センターは、鹿児島県知事の指定を受けた指定構造計算適合性判定機関であり、建設地を鹿児島県内とする、判定を要するすべての建築物を対象としています。(ただし、現在、大臣認定プログラムにより構造計算されたものについては取り扱いしていません。) 構造計算適合性判定の申請の手続き等について、ご案内いたします。

### 1. 構造計算適合性判定業務の流れ

構造計算適合性判定申請及び確認申請の標準的なフローを以下に示します。(事前相談や事前審査はご要望に応じて実施するものであり、必須ではありません。)



注意) このフローは、確認申請と判定申請を並行して行う場合の標準的な流れの例です。

## 2. 構造計算適合性判定の申請

### 2.1 申請書及び申請図書等について

申請時及び追加説明書提出時に提出していただく図書等を以下に示します。様式ファイルは当センターホームページ(<http://www.kjc.or.jp/>)からダウンロードできます。

提出時期	提出する図書等	様式等	部数
申請時	<input type="checkbox"/> 構造計算適合性判定申請書 <input type="checkbox"/> 計画通知書（建築主が国の機関の長等の場合）	第18号の2様式 第42号の12の2様式	2部 (正・副)
	<input type="checkbox"/> 委任状（代理人を定める場合のみ必要）		
	<input type="checkbox"/> 建築計画概要書（第一面～第三面）	第3号様式 (確認申請書類の写しで可)	1部 (正のみ)
	<input type="checkbox"/> 連絡票	(当センターHPよりダウンロード)	1部 (正のみ)
	<input type="checkbox"/> 意匠図 <sup>注)</sup>	内容確認できれば、A3版でも可。  正本には設計者の記名・押印が必要。副本は正本の写しで可。	2部 (正・副)
	<input type="checkbox"/> 付近見取図 <input type="checkbox"/> 配置図 <input type="checkbox"/> 各階平面図 <input type="checkbox"/> 床面積求積図 <input type="checkbox"/> 立面図（2面以上） <input type="checkbox"/> 断面図（2面以上） <input type="checkbox"/> 地盤面算定表		
	<input type="checkbox"/> 構造図 <sup>注)</sup>		
	<input type="checkbox"/> 構造計算書一式	正本には設計者の記名・押印が必要。副本は正本の写しで可。	2部 (正・副)
	<input type="checkbox"/> 安全証明書の写し（構造設計一級建築士の関与を要しない場合(既存不適格増築の場合を含む)に必要）		
	<input type="checkbox"/> 確認済証または検査済証の写し（増改築の場合）		1部 (正のみ)
<input type="checkbox"/> 既存不適格調書の写し（既存不適格増築の場合）	確認申請書類の写し	1部 (正のみ)	
<input type="checkbox"/> 大臣認定書の写し（大臣認定を受けた構造方法等がある場合。ただし、一般的であり、入手が容易であるものを除く）		2部 (正・副)	
追加説明書提出時	<input type="checkbox"/> 追加説明書	正本には設計者の記名・押印が必要。副本は正本の写しで可。 (当センターHPよりダウンロード)	2部 (正・副)
	<input type="checkbox"/> 追加説明書表紙		
	<input type="checkbox"/> 質疑回答書		
	<input type="checkbox"/> 検討書	(質疑事項をお送りする際に様式ファイルを添付)	
<input type="checkbox"/> 補正・追加図面		2部 (正・副)	

### 2.2 申請図書作成時の注意事項

- (1) 提出する正本と副本の内容が同一であり、漏れがないことをご確認ください。なお、副本は正本の写しで構いません。
- (2) 図面や計算書等に設計者の記名、資格の記載、押印漏れが無いことをご確認ください。

- (3) 図面には図面番号を記載願います。
- (4) 図面は内容確認が可能ならば、A3 版など縮小図面で構いません。このとき、元図面の大きさを明示するなど、縮小図面と縮尺表記の関係がわかるよう、注記願います。
- (5) 審査に必要な図面を別途要求する場合があります。次のような場合は予め添付願います。
  - 例 1: 高さ 13m を超える部分の外装材(窓ガラスを含む)の検討が必要な場合、外装材や窓ガラスの位置や種別、構造等が判る図面
  - 例 2: 特定天井がある場合、特定天井の構造が判る図面
- (6) 構造計算書にはページ番号を記載し、目次を設けてください。
- (7) 一貫構造計算プログラムの出力は、プログラム名・バージョンや計算日時、ページ番号など、表示可能な全てのヘッダー及びフッター情報を印字してください。これらの印字がない場合は再提出を求める場合があります。(確認機関と判定機関に提出された計算書間の整合性確認のために使用しています。)

### 2.3 追加説明書作成及び提出時の注意事項

- (1) 追加説明書（追加説明書の表紙、回答書、検討書）はひとまとめにご提出ください。
- (2) 回答書は質疑事項を送る際に添付する Excel ファイルをご利用ください。なお、質疑に対する回答が明記していれば、様式は任意で構いません。
- (3) 検討書はページ番号を記入し、目次等により回答の該当するページが分かるように作成ください。
- (4) 補正分の図面はマーキング等により補正箇所が分かるように作成してください。
- (5) 追加・補正分の図面はひとまとめにご提出ください（窓口での元図面への差し換え、差し込みの作業は不要です）。その際、図面番号が同一の元図面を無効図面とさせていただきます。図面番号は必ずご記入ください。

### 2.4 計画変更の申請図書等

- (1) 計画変更確認申請に伴い、計画変更の判定申請が必要と判断された場合の申請図書等は以下のとおりです。（軽微な変更の場合、当センターへの届出等は必要ありません。）

提出時期	提出する図書等	様式等	部数
計画変更申請時	<input type="checkbox"/> 計画変更構造計算適合性判定申請書 <input type="checkbox"/> 計画変更計画通知書	第18号の3様式 第42号の12の3様式	2部 (正・副)
	<input type="checkbox"/> 委任状（代理人を定める場合のみ必要）	(任意様式)	1部 (正のみ)
	<input type="checkbox"/> 建築計画概要書（第一面～第三面）	第3号様式 (確認申請書類の写しで可)	1部 (正のみ)
	<input type="checkbox"/> 連絡票	(当センターHPよりダウンロード)	1部 (正のみ)
	<input type="checkbox"/> 意匠図 <sup>注)</sup>	内容確認できれば、A3版でも可。 正本には設計者の記名・押印が必要。副本は正本の写しで可。	2部 (正・副)
	<input type="checkbox"/> 構造図 <sup>注)</sup>		
	<input type="checkbox"/> 構造計算書一式 <sup>注)</sup>	正本には設計者の記名・押印が必要。副本は正本の写しで可。	2部 (正・副)
	<input type="checkbox"/> 安全証明書の写し（構造設計一級建築士の関与を要しない場合(既存不適格増築の場合を含む)に必要)		

- (2) 計画変更申請の要否（軽微な変更に該当するかどうか）については、建築主事等の判断事項となります。確認済証を交付した確認検査機関にお問い合わせください。
- (3) 当センターが適合判定した建築物の計画変更申請でない場合は、適合判定時の副本の提出をお願いします

る場合があります。

## 2.5 申請書等の提出について

申請書及び申請図書や追加説明書は、申請代理者(代理者を定めない場合、申請者本人)が当センターの窓口にご提出ください。郵送等での申請も受け付けます。

申請図書の追加や補正等についても同様です。郵送等での提出も可能です。

## 3. 判定手数料

判定手数料は、次の表のとおりです。複数棟の場合、構造的に別の建築物となる部分(棟など)ごとにそれぞれ床面積と計算方法に応じて手数料を定め、それらを合計した額となります。

判定を要する部分の床面積	大臣認定プログラムによる場合	国土交通大臣が定めた方法による場合
1,000 m <sup>2</sup> 以内	139,000 円	175,000 円
1,000 m <sup>2</sup> を超え、2,000 m <sup>2</sup> 以内	160,000 円	224,000 円
2,000 m <sup>2</sup> を超え、10,000 m <sup>2</sup> 以内	206,000 円	262,000 円
10,000 m <sup>2</sup> を超え、50,000 m <sup>2</sup> 以内	262,000 円	345,000 円
50,000 m <sup>2</sup> を超えるもの	449,000 円	625,000 円

判定手数料のお支払いは、銀行振り込みか、窓口での現金払いのいずれかでも構いません。

申請受付時に内容確認させていただいた上で、連絡票にご記載いただいた送付先に請求書を郵送させていただきます。請求書記載の振り込み口座宛にお振り込みいただくか、当センター窓口にて直接お支払い願います。なお、振り込みに係る手数料は貴社にてご負担願います。

手数料の支払い期限日は、原則として請求日から7日後です。支払い期限日の設定などご希望がありましたらご相談ください。なお、適合判定通知書の交付は原則として手数料の入金確認後となりますので、お急ぎの方はご注意ください。

## 4. 注意事項

- (1) 建築主事等に提出する確認申請図書と、判定申請図書との記載内容が整合していない場合、適合判定通知書が無効と判断されることがあります。追加説明書等を含め、双方に提出する図書の内容が整合していることを十分に確認してください。
- (2) 適合判定通知書は、申請図書(副本)を添えて交付いたします。そのままの状態を確認検査機関へご提出ください。図書の差し換えをした場合、適合判定通知は無効となりますのでご注意ください。

### (問合せ先・申請先)

公益財団法人鹿児島県住宅・建築総合センター 判定課  
〒892-0838 鹿児島市新屋敷町 16-228 (公社ビル 2 階)  
TEL:099-224-4549 / FAX:099-226-3960 / E-mail:hantei@kjc.or.jp  
ホームページ <http://www.kjc.or.jp/>